

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相当数の議員が自宅待機等を余儀なくされる場合においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が、現実のものとして想定されている。

したがって、定足数を満たす人数の議員が議場（招集場所）に参集出来ない場合においても、議案審議、表決などが行えるよう、議会運営方法を整備しておく必要がある。

世界的にも昨今の情報通信技術の発展とともに、既に英国議会ではオンライン議会を実用化している。

しかしながら我が国においては、地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念は、現に議場にいることと解されているため、オンライン会議による本会議運営は現行法上困難とされている。

一方で、総務省は令和2年4月30日付総行第117号で、委員会運営については地方議会における意思決定によってオンライン化は可能との見解を発出したが、本会議でのオンライン化ができなければ議会運営上の利点は限られる。

また、議会の意思形成過程である委員会審査においてオンライン化の有用性を認識しながら、本会議における導入を否定するところに合理性はない。

よって、非常時には地方議会の判断で本会議をオンライン会議により開催できるよう地方自治法の改正を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月6日

岐阜県可児市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣